

北海道科学大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）学則第52条に基づく研究生に関し必要な事項について定める。

(出願資格)

第2条 出願資格は大学を卒業、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者とする。

(出願の受付)

第3条 出願期間は所定の期日までとし、出願の受付は3月、6月、9月及び12月の年4回とする。

(出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導教員の内諾を得て、次の各号に掲げる書類に本学学則別表4に定める入学検定料を添えて所定の期間内に願い出なければならない。ただし、本学学部卒業生及び大学院修了生の場合は、第2号（ただし卒業又は修了後3年未満の場合）の書類を欠くことができる。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (3) 健康診断書

(入学選考)

第5条 入学の選考は、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続)

第6条 合格者は、指定された期日までに所定の書類を提出し、本学学則別表4に定める入学金及び授業料を納めなければならない。ただし、授業料については、4月、7月、10月、1月の4回に分けて納めることができる。

2 既納の授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。

(身分証の交付)

第7条 入学手続きを完了した者には、入学を許可し、身分証明書を交付する。

(研究期間)

第8条 研究期間は6か月以上1年以内とする。ただし引き続き研究をしようとするときは、所定の手続きをとらなければならない。

(退学)

第9条 研究生が退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 退学のときにおける授業料は、在籍していた月分までの徴収とする。

(研究成果の報告)

第10条 研究生は研究終了後、研究の成果を指導教員を経て学長へ報告しなければならない。

(研究証明書)

第11条 研究生から願い出があったときは、研究事項についての研究証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第12条 研究生については、この規程に定めるほか学則及びその他の規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和52年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和57年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

本学学則別表 4

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学卒業生は免除する。
授 業 料	10,000円	月額